

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十八号

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則

(生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則(昭和二十八年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第二条関係) 一〇四十二 略 四十三 法第八十一条の四の規定により、保護を廃止される者に対し情報提供等を行うこと。 四十四〇四十六 略	別表(第二条関係) 一〇四十二 略 四十三 法第八十一条の三の規定により、保護を廃止される者に対し情報提供等を行うこと。 四十四〇四十六 略

(中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金支給事務取扱規則の一部改正)
 第二条 中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金支給事務取扱規則(平成二十年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第二条関係) 一〇三十五 略 三十六 生活保護法第八十一条の四の規定により、支援給付を廃止される者に対し情報提供等を行うこと。 三十七〇三十九 略	別表(第二条関係) 一〇三十五 略 三十六 生活保護法第八十一条の三の規定により、支援給付を廃止される者に対し情報提供等を行うこと。 三十七〇三十九 略

(生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第三条 生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則(平成二十七年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の委任)</p> <p>第二条 知事の権限に属する次に掲げる事務を県の福祉事務所に委任する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第七条第二項 の規定により子どもの学習・生活支援事業を行うこと。</p> <p>五 法第七条第三項において準用する法第五条第二項の規定により事務(法第七条第二項)の規定による子どもの学習・生活支援事業に係るものに限る。)の全部又は一部を委託すること(当該委託に係る事業が二以上の県の福祉事務所の所管区域にわたるものを除く。)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第二条 知事の権限に属する次に掲げる事務を県の福祉事務所に委任する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第七条第二項第二号の規定により子どもの学習・生活支援事業を行うこと。</p> <p>五 法第七条第三項において準用する法第五条第二項の規定により事務(法第七条第二項第二号)の規定による子どもの学習・生活支援事業に係るものに限る。)の全部又は一部を委託すること(当該委託に係る事業が二以上の県の福祉事務所の所管区域にわたるものを除く。)</p>

附 則

この規則は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十一号)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。